

著作権法に関する研究奨励事業の実施者の募集について
(共通目的事業・委託事業)

1. はじめに

SARTRASは、我が国における著作権法に関する研究等の充実を図ることを主な目的として、共通目的事業・委託事業の実施を予定しています。
ついては、以下の要領に従い、本事業の実施者を広く募集します。

2. 申請について

(1) 受付期間及び申請方法

2026年2月20日(金)～2026年3月10日(火)17時まで

下記宛にメールにより申請下さい。

kyotsumokuteki@sartras.or.jp

(2) 提出先・問合せ先

件名：著作権法に関する研究奨励事業実施者への応募の件

提出先・問合せ先：SARTRAS 共通目的事業グループ宛（アドレスは上記の通り）

(3) 提出書類

① 事業企画書（次の事項を必ず記載すること）

- ・申請者の概要
- ・具体的な研究奨励事業案（下記（4）留意事項参照のこと）
- ・事業期間は2026年5月～2028年3月までとすること
- ・事業の実施体制

② 予算書

- ・総事業費は1億円以内とすること
- ・総事業費のうち間接経費（※）の割合は直接経費の30%以内とすること
※事業実施にあたり、管理等に必要な経費として実施者が使用する経費

(4) 留意事項

- ① 申請内容が、「共通目的事業の選定及び共通目的基金の管理等に関する規程」第10条（個別事業の共通選定基準）及び第12条（委託事業の個別事業選定基準）に適合しているものであること
- ② 他分野の研究者が著作権法に関する課題を研究する場合でも差し支えないこと、また、法律問題だけでなく法律の運用等に関する課題を研究する場合でも差し支えないこと
- ③ 研究者個人へ支援する場合には、後日その支援が著作権法に関する研究に用いられたことを証する証憑を提出する必要があることに留意すること
- ④ 原則として、支援する研究者の年齢は問わないこと なお、将来における研究の

担い手となる若手研究者（大学院生を含む）枠やグループ研究枠を設け、必要な分野については重点的に助成することは問題ないこと

⑤ 想定される事業の例（本事業の目的に適う事業であれば下記以外でも可）

- ・著作権法に関する研究助成
- ・著作権法に関する著書の出版助成
- ・著作権法に関する海外の学会や国際会議等へ参加するための渡航費、宿泊費等の助成
- ・著作権法に関する国内における学会やシンポジウム等の開催費用の助成（海外研究者の招聘費用等を含む）
- ・大学図書館等への著作権法関係図書の購入費の助成、など

なお、著作権法に関する大学等への寄附講座や研究者の在外研究支援等、他団体等で既に実施している事業以外の企画が望ましい。

3. 申請者の選考と事業の審査等について

(1) 申請者の選考について

申請者には、3月18日（水）開催予定の共通目的事業企画会議（SARTRASの自主・委託事業の企画・立案機関）で、事業企画書及び予算書等について説明いただき、同会議で申請者の中から事業実施候補者1社を決定します。

(2) 事業の審査と決定について

SARTRASの共通目的事業・委託事業として、4月の共通目的事業委員会（3日）及び理事会（16日）での審議、承認を経て最終決定します。

以上